

社会福祉法人 ブディストハート

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ブディストハート（以下「当法人」という）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務先とし、専ら役員の仕事を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。また、理事のうち、常勤の理事は常勤理事、常勤の監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として次条に定める範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事で当法人の職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別に定める役員退職慰労金規程による

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第6条 理事長以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬は、毎月28日に支払うものとする。なお、当該日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月を支給月とする。
 - (3) 会議に出席した報酬は、その都度支給する。
- 2 報酬等は、通貨で法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。但し、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。

(費用弁償の支給)

- 第9条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員の旅費規程に準じ出張旅費等を支給することができる。
 - 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(端数の処理)

- 第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入により処理を行う。

(公表)

- 第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する

(廃案)

- 第12条 この規程の廃案は、評議員会承認を受けて行う。

(補則)

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項が生じた場合は、理事長が理事会の決議を経て、実施する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

令和4年4月1日 改定

別表1 常勤役員の報酬

理事長	月額 300,000 円
その他の理事	なし

別表2 その他の報酬

項目	報酬額	交通費
理事会及び評議員会出席報酬	5,000 円	2,000 円
監事監査業務報酬	10,000 円	2,000 円
評議員選任解任委員会出席報酬	10,000 円	2,000 円

なお、交通費については乗用車による送迎付き役員または法人所有の自動車の貸与を受けている役員等には支給しない。

別表3 賞 与

理事長	月額報酬×支給率（施設職員に準拠する）
その他の理事	なし